

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般交通の用に供する通路その他の施設）</p> <p>第五条 法第十一条第一号の政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 道路（高速自動車国道を除く。）と当該高速自動車国道とを連絡する公共用通路であつて、その公共用通路に代わるべき適当な道路がないもの</p> <p>二 飛行場内の公共用通路</p>	<p>（一般交通の用に供する通路その他の施設）</p> <p>第五条 法第十一条第一号の政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設は、飛行場内の公共用通路とする。</p>